

上士幌町地域防災計画

一 地震災害対策編 一

令和2年8月改訂

上士幌町防災会議

目次

【 】内凡例：全＝全ての課部局、総＝総務課、企＝企画財政課、町＝町民課、保＝保健福祉課、
商＝商工観光課、農＝農林課、建＝建設課、教＝教育委員会、消＝消防課（署）、
北＝北十勝2町

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的【全】	1
第2節 計画の構成【全】	1
第3節 計画の基本となる事項【全】	1
第4節 用語【全】	1
第5節 計画の修正要領	2
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱【全】	2
第7節 町民及び事業者の基本的責務等【全】	2
第2章 地震災害対策からみた上士幌町の概況	3
第1節 自然的条件【全】	3
第2節 社会的条件【全】	3
第3節 想定される災害【全】	4
第4節 過去の災害記録【全】	6
第5節 過去の災害教訓【全】	6
第3章 防災組織	7
第1節 組織計画【全】	7
第4章 災害予防計画	8
第1節 地震に強いまちづくりの基本的な考え方【全】	8
第2節 火災予防計画【総、町、保、商、消】	10
第3節 危険物等災害予防計画【総、商、消】	12
第4節 建築物等災害予防計画【総、建、消】	12
第5節 土砂災害の予防計画【総、建、消】	13
第6節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備【総、町、保】	13
第7節 避難体制整備計画【総、建、教】	13
第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画【総、町、保、商、消】	14
第9節 積雪・寒冷対策計画【総、商、建、消】	14
第10節 防災活動促進計画【全】	14
第5章 災害応急対策計画	15
第1節 応急活動体制【全】	15
第2節 地震情報の伝達計画【総】	15

■地震災害対策編■

第3節	災害情報等の収集、伝達計画【総】	17
第4節	災害広報計画【総、企、町、保、建、消】	18
第5節	避難対策計画【総、企、町、保、建、消】	18
第6節	救助救出計画【総、町、保、消】	18
第7節	地震火災等対策計画【総、消】	18
第8節	災害警備計画【総】	20
第9節	交通応急対策計画【総、建、消】	20
第10節	輸送計画【総、町、保、建、消】	20
第11節	ヘリコプター等活用計画【総、消】	20
第12節	食料供給計画【総、町、保】	21
第13節	給水計画【総、企、建】	21
第14節	衣料・生活必需物資供給計画【総、町、保】	21
第15節	石油類燃料供給計画【総、商】	21
第16節	生活関連施設対策計画【総、建】	22
第17節	医療救護計画【総、保、消】	22
第18節	防疫計画【総、保、農】	22
第19節	廃棄物処理等計画【総、保、農、北】	22
第20節	家庭動物等対策計画【総、保、農、北】	23
第21節	文教対策計画【総、教】	23
第22節	住宅対策計画【総、建】	22
第23節	被災建築物安全対策計画【総、建】	23
第24節	被災宅地安全対策計画【総、建】	25
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画【総、町、消】	25
第26節	障害物除去計画【総、建、消】	25
第27節	広域応援・受援計画【総】	26
第28節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画【総】	26
第29節	防災ボランティアとの連携計画【総、保】	26
第30節	災害義援金募集（配分）計画【総、企、保】	26
第31節	災害救助法の適用と実施【総】	27
第32節	応急飼料計画【総、農】	27
第33節	労務供給計画【全】	27
第34節	職員派遣計画【総】	27
第35節	災害応急金融計画【全】	27
第6章	災害復旧計画	28
第1節	災害復旧計画の基本的な考え方【全】	28
第2節	被害状況の把握【全】	28
第3節	り災証明書の交付【総、町、建】	28
第4節	公共施設の災害復旧計画【総、保、農、建、教】	28
第5節	財政方針の策定【総、企】	28

■地震災害対策編■

第6節	用地の確保・調整【全】	29
第7節	町民生活の再建【全】	29
第8節	産業の再建【全】	29
第7章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	30
第1節	計画策定の目的【全】	30
第2節	災害対策本部の設置等【全】	30
第3節	地震発生時の応急対策等【全】	31
第4節	円滑な避難の確保に関する事項【全】	34
第5節	防災訓練計画【全】	35
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画【全】	36
第7節	地域防災力の向上に関する計画【全】	37

第1章 総則

第1節 計画策定の目的 【全課】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上士幌町防災会議が作成する計画であり、町の区域に係る地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成 【全課】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「上士幌町地域防災計画」の「地震防災計画編」として作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「上士幌町地域防災計画（基本編）」による。

第3節 計画の基本となる事項 【全課】

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、必要に応じ修正を行う。

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及びその他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するものとし、その方針は「基本編 第1章 総則 第3節 計画の基本方針」に基づくものとする。

（参照：基本編 第1章 総則 第3節 計画の基本方針）

第4節 用語 【全課】

この計画において各号に掲げる用語は、「基本編 第1章 総則 第4節 用語」に基づく。

（参照：基本編 第1章 総則 第4節 用語）

第5節 計画の修正要領 【総務課】

防災会議は、この計画を修正する際、「基本編 第1章 総則 第5節 計画の修正要領」に基づき行う。

(参照：基本編 第1章 総則 第5節 計画の修正要領)

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 【全課】

防災会議の構成機関及び公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、「基本編 第1章 総則 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に基づく。

(参照：基本編 第1章 総則 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱)

第7節 町民及び事業者の基本的責務等 【全課】

地震防災対策における基本は、「自らの身の安全は自らが守る」ことであり、町民及び事業者が行うべき事項については、「基本編 第1章 総則 第7節 町民及び事業者の基本的責務等」に基づく。

(参照：基本編 第1章 総則 第7節 町民及び事業者の基本的責務等)

第2章 上士幌町の概況

第1節 自然的条件 【全課】

上士幌町の地震災害対策を進める上で必要な「上士幌町の地震防災面から見た自然的条件」については、「基本編 第2章 上士幌町の概況 第1節 自然的条件」に示すとおりである。

(参照：基本編 第2章 上士幌町の概況 第1節 自然的条件)

第2節 社会的条件 【全課】

上士幌町の地震災害対策を進める上で必要な「上士幌町の地震防災面から見た社会的条件」については、「基本編 第2章 上士幌町の概況 第2節 社会的条件」に示すとおりである。

(参照：基本編 第2章 上士幌町の概況 第2節 社会的条件)

第3節 想定される災害 【全課】

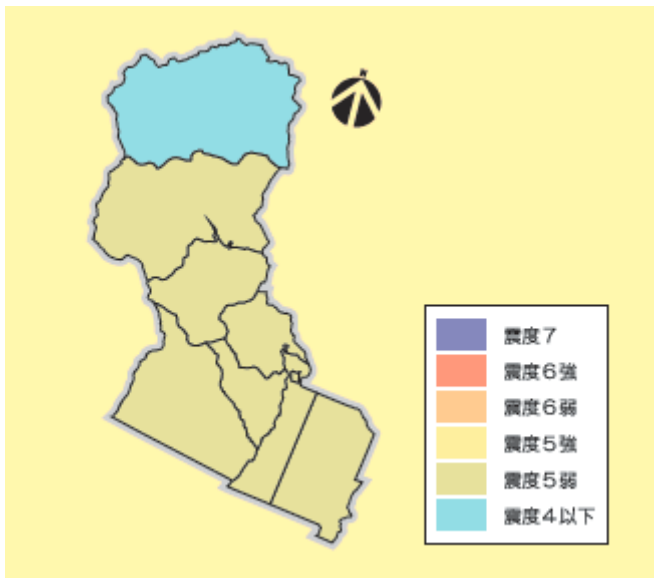
上士幌町を含む北海道十勝地方には、十勝平野断層帯が存在しており、マグニチュード8.0の地震が発生する可能性がある。過去の活動が十分に明らかではなく、最新活動時期が特定できていないこともあり、信頼度に注意を要するものの、今後30年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属するとされている。

上士幌町では、「十勝沖地震」（北海道地域防災計画、中央防災会議が想定）、「十勝平野断層帯主部による地震」（地震調査研究推進本部が想定）、「全国どこにでも起こりうる直下の地震」（中央防災会議が想定）の3種類を想定しており、揺れや被害の概況は以下の通りである。

1 十勝沖地震

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は0.5～3%とされている。

上士幌町では、多くの地区で震度5弱、一部の地区で震度4以下と想定されている。



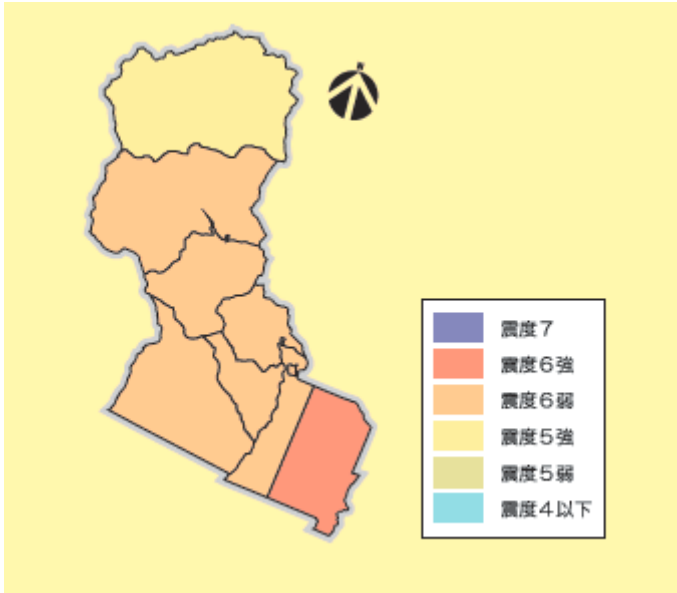
想定地震	想定最大地震	建物被害棟数		人的被害数		
		全壊	半壊	死者	重傷者	軽傷者
十勝沖地震	震度5弱	0棟	0棟	0人	0人	0人

2 十勝平野断層帯主部による地震

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以

内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

上士幌町では、多くの地区で震度6強から震度6弱の強い揺れ、一部の地区で震度5強が想定されている。建物被害は、木造住宅を中心に497棟の全・半壊が見込まれ、人的被害は死傷者1人、重軽傷者82人が見込まれている。

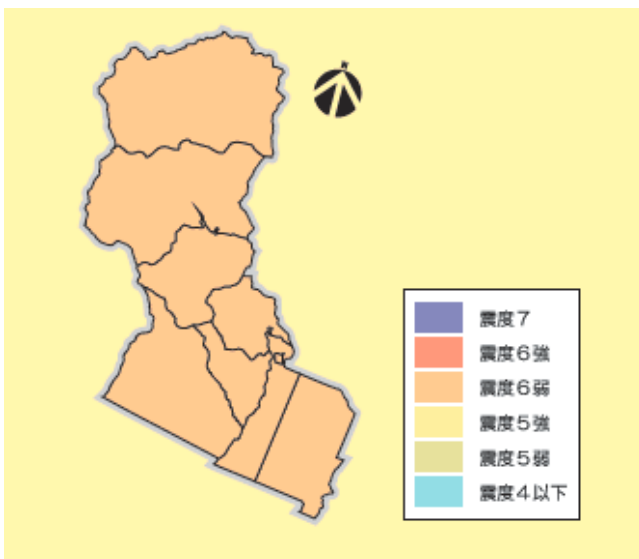


想定地震	想定最大地震	建物被害棟数		人的被害数		
		全壊	半壊	死者	重傷者	軽傷者
十勝平野断層帯主部による地震	震度6強	95棟	402棟	1人	7人	75人

3 全国どこにでも起こりうる直下の地震

北海道では、他の地方と比べて明治より前の地震の資料が極めて少ないため、他の地方ほど詳しく地震活動の特徴を把握できていないことから、道内どの地域においても大規模な地震が発生する可能性があることに、特に留意する必要がある。

上士幌町耐震改修促進計画で検討した「全国どこでも起こりうる直下の地震」では、上士幌町では、ほぼすべての地区で震度6弱が想定されている。建物被害は、木造住宅を中心に192棟の全・半壊が見込まれる。人的被害は、死傷者1名、重軽傷者32名が見込まれている。



想定地震	想定最大地震	建物被害棟数		人的被害数		
		全壊	半壊	死者	重傷者	軽傷者
全国どこでも起こりうる直下の地震	震度6弱	16棟	176棟	1人	4人	28人

第4節 過去の災害記録 【全課】

上士幌町において大きな揺れを観測した地震は、「資料編 3-1 過去の災害記録」に示すとおりである。

第5節 過去の災害教訓 【全課】

上士幌町において想定される地震災害と被害に関連して、他地域における過去の地震災害と教訓については、「基本編 第2章 上士幌町の概況 第5節 過去の災害教訓」に示すとおりである。

(参照：基本編 第2章 上士幌町の概況 第5節 過去の災害教訓)

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第1節 組織計画 【全課】

本町には、防災行政を総合的に運営するための組織として防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施する組織計画は、「基本編 第3章 防災組織 第1節 組織計画」に示すとおりである。

(参照：基本編 第3章 防災組織 第1節 組織計画)

第4章 災害予防計画

町及び防災関係機関は、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進する。

第1節 地震に強いまちづくりの基本的な考え方 【全課】

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等について、耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが直下型地震等に起因する更に高レベルの地震動をともに考慮の対象とするものとする。

この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、使用停止や代替施設の活用といった代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

2 地震に強い市街地構造の形成

町及び防災関係機関は、防災活動拠点となる幹線道路、公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、公共施設の耐震・不燃化など防災に配慮したまちづくりの誘導により、地震に強い町構造の形成を図る。

町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

3 建築物の安全化

町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、耐震性の確保に特に配慮する。特に、町は、防災拠点となる公共施設等については、耐震診断を速やかに行い、結果を公表するとともに、上士幌町耐震改修促進計画により設定した数値目標を達成するために、計画的かつ効果的な実施に努める。

防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定避難所、福祉避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。

町は、住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。また、建物内の家具の固定や天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀等の安全化、エレベーターにおける閉じ込め防止、耐震診断・耐震補強等を促進する施策の積極的な実施に努める。

4 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

5 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、電波の伝達範囲など災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて、二重化を図るなどして、耐災害性の強化に努める。

6 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらす。

町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設等の機能の確保を図るため、上水道施設においては、上士幌町水道施設耐震化計画、下水道施設においては、上士幌下水道管理センター長寿命化計画等主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

7 崖地対策

町は、地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに、町民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等により徹底した情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時より十分行うとともに、職員及び町民個々の防災力の向上を図る。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点、復旧拠点基地、救援基地として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺町民の理解を得るなど環境整備に努める。

第2節 火災予防計画 【総務課・町民課・商工観光課・保健福祉課・消防】

火災予防に関する計画は、「基本編 第4章 予防計画 第3節 消防計画」及び「基本編 第7章 事故災害対策計画 第4節 大規模な火災災害対策計画」に準ずるほか、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第3節 消防計画)

(参照：基本編 第7章 事故災害対策計画 第4節 大規模な火災災害対策計画)

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。

ウ ホテルや病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- ア 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- イ 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

消防力の整備については、「基本編 第4章 災害予防計画 第3節 消防計画」に基づく。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第3節 消防計画)

5 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

消防計画については、「基本編 第4章 災害予防計画 第3節 消防計画」に基づく。

- ア 消防力等の整備
- イ 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練
- エ 査察その他の予防指導
- オ その他火災を予防するための措置

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第3節 消防計画)

第3節 危険物等災害予防計画 【総務課・商工観光課・消防】

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、「基本編 第7章 事故災害対策計画 第3節 危険物等災害対策計画」に基づく。

また、町及び防災関係機関は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

- ア 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- イ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- ウ 事業所等における自主保安体制の確立強化
- エ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- オ 事業所間における防災についての協力体制の確立強化
- カ 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

(参照：基本編 第7章 事故災害対策計画 第3節 危険物等災害対策計画)

第4節 建築物等災害予防計画 【総務課・建設課・消防】

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物の不燃化及び耐震化の促進を図る。

2 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、上土幌町耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。また、町民にとって理解しやすく身近に感じられるゆれやすさマップにより所有者等への普及啓発を図る。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

■地震災害対策編■ 第4章 第4節～第7節

4 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

5 地震により被災した建築物に対する安全確保対策

町は、地震により被災した建築物に対する応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努める。

第5節 土砂災害の予防計画 【総務課・建設課・消防】

地震に伴う土砂災害を防止、軽減するための計画は、「基本編 第4章 災害予防計画 第11節 土砂災害の予防計画」に基づく。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第11節 土砂災害の予防計画)

第6節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 【総務課・町民課・保健福祉課】

災害時において町民等の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に関する計画は、「基本編 第4章 災害予防計画 第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備」に基づく。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備)

第7節 避難体制整備計画 【総務課・建設課・教育委員会】

地震発生時の町民の生命・身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の確保及び整備等に関する計画は、「基本編 第4章 災害予防計画 第6節 避難体制整備計画」に基づく。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第6節 避難体制整備計画)

■地震災害対策編■ 第4章 第8節～第10節

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画

【総務課・町民課・保健福祉課・商工観光課・消防】

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、「基本編 第4章 災害予防計画 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画)

第9節 積雪・寒冷対策計画 【総務課・商工観光課・建設課・消防】

積雪・寒冷期において地震災害が発生した場合、スキー客への対応の必要性のほか、落雪、雪崩等による被害の拡大や、ライフライン停止による空調の確保が難しくなることから、道路交通の確保、指定避難所への対策、スキー客への対策等が必要である。積雪・寒冷期の地震災害の軽減に関する計画は、「基本編 第4章 災害予防計画 第10節 積雪・寒冷対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第10節 積雪・寒冷対策計画)

第10節 防災活動促進計画 【全課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、地震災害時には、初期消火の実践、近隣の負傷者及び要配慮者の救助と避難誘導、避難場所での自発的な活動活動、及び町や防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなどの防災への寄与に努めることが求められる。

このため町は、地震災害の軽減に向けて、防災思想の普及、徹底とともに、防災活動の促進を図ることとし、「基本編 第8章 防災思想普及・啓発計画」及び「基本編 第9章 防災訓練計画」に基づく。

(参照：基本編 第8章 防災思想普及・啓発計画)

(参照：基本編 第9章 防災訓練計画)

第5章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制 【全課】

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、同本部等と連携を図る。

町における応急活動体制は、「基本編 第3章 防災組織 第1節 組織計画」に示すとおりである。

(参照：基本編 第3章 防災組織 第1節 組織計画)

第2節 地震情報の伝達計画 【総務課】

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、強い揺れが予想される地域に対して緊急地震速報、地震速報、津波警報等を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町に提供される。また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ等を用いて広く伝達されている。町は、伝達を受けた緊急地震速報を効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、町民に対して迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに注意が必要である。

■地震災害対策編■ 第5章 第2節

2 地震に関する情報の種類と内容

■地震に関する情報

地震に関する情報の種類	発表基準	内容
地震速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と自信の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

■地震活動に関する解説資料等

解説し両党の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※ 地震解説資料(速報版) はホームページでの発表をしていない。

第3節 災害情報等の収集、伝達計画 【総務課】

災害情報等の収集、伝達についての計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第2節 災害情報通信計画」に基づくが、地震災害時に特に注意すべき事項を以下に付記する。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第2節 災害情報通信計画)

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム(J-ALERT)などで受信した緊急地震速報を役場庁舎内の在館者に伝達するほか、携帯電話事業者による緊急速報メール機能を活用して町民等への伝達に努める。

2 通信施設の整備の強化で注意すべき事項

町及び防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図る。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第4節 災害広報計画 【総務課・企画財政課・町民課・保健福祉課・建設課・消防】

地震災害時には、町民等の在町者に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取られるようにする必要がある。

町及び防災関係機関が行う災害広報に関する計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・情報提供計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・情報提供計画)

第5節 避難対策計画 【総務課・企画財政課・町民課・保健福祉課・建設課・消防】

災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画」に示すとおりである。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画)

第6節 救助救出計画 【総務課・町民課・保健福祉課・消防】

地震災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第1節 安否確認・救助救出計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第1節 安否確認・救助救出計画)

第7節 地震火災等対策計画 【総務課・消防】

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

町における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、「基本編 第4章 予防計画 第3節 消防計画」及び「基本編 第7章 事故災害対策計画 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずる。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第3節 消防計画)

(参照：基本編 第7章 事故災害対策計画 第4節 大規模な火事災害対策計画)

1 消防活動体制の整備

町は、町の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制の整備に努める。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し又は必要に応じて被害想定図を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- ア 住宅密集地域の火災危険区域
- イ 崖くずれ、崩壊危険箇所
- ウ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- ア 消防相互応援
- イ 広域航空消防応援
- ウ 緊急消防援助隊による応援

4 初期消火の徹底

町民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の行政区等、地元住民は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

■地震災害対策編■ 第5章 第8節～第11節

第8節 災害警備計画 【総務課】

地震災害時に地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒、警備についての計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第6節 災害警備計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第6節 災害警備計画)

第9節 交通応急対策計画 【総務課・建設課・消防】

地震災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第7節 交通応急対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第7節 交通応急対策計画)

第10節 輸送計画 【総務課・町民課・建設課・保健福祉課】

地震災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は「基本編 第5章 災害応急対策計画 第8節 輸送計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第8節 輸送計画)

第11節 ヘリコプター等活用計画 【総務課・消防】

地震災害時におけるヘリコプター等の活用については、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第27節 ヘリコプター等活用計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第27節 ヘリコプター等活用計画)

■地震災害対策編■ 第5章 第12節～第15節

第12節 食料供給計画 【総務課・町民課・保健福祉課】

地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第9節 食料供給計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第9節 食料供給計画)

第13節 給水計画 【総務課・企画財政課・建設課】

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第10節 給水計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第10節 給水計画)

第14節 衣料、生活必需物資供給計画 【総務課・町民課・保健福祉課】

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第12節 衣料、生活必需物資供給計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第12節 衣料、生活必需物資供給計画)

第15節 石油類燃料供給計画 【総務課・商工観光課】

地震災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第13節 石油類燃料供給計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第13節 石油類燃料供給計画)

■地震災害対策編■ 第5章 第16節～第19節

第16節 生活関連施設対策計画 【総務課・建設課】

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧については、次の計画を準用する。

（参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第11節 上下水道施設対策計画）

（参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第14節 電力施設災害応急計画）

（参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第15節 ガス施設災害応急計画）

第17節 医療救護計画 【総務課・保健福祉課・消防】

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第16節 医療救護計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第16節 医療救護計画）

第18節 防疫計画 【総務課・保健福祉課・農林課】

地震災害時における被災地の防疫は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第17節 防疫計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第17節 防疫計画）

第19節 廃棄物等処理計画 【総務課・保健福祉課・農林課・北十勝2町】

地震災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務に関する計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第18節 廃棄物等処理計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第18節 廃棄物等処理計画）

■地震災害対策編■ 第5章 第20節～第23節

第20節 家庭動物等対策計画 【総務課・保健福祉課・農林課・北十勝2町】

地震災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第19節 家庭動物等対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第19節 家庭動物等対策計画)

第21節 文教対策計画 【総務課・教育委員会】

地震災害による学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第20節 文教対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第20節 文教対策計画)

第22節 住宅対策計画 【総務課・建設課】

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第21節 住宅対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第21節 住宅対策計画)

第23節 被災建築物安全対策計画 【総務課・建設課】

道及び町は、地震による被災建築物に対して、余震による倒壊危険性を判定する調査（応急危険度判定）を行い、建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害の防止を図る必要がある。

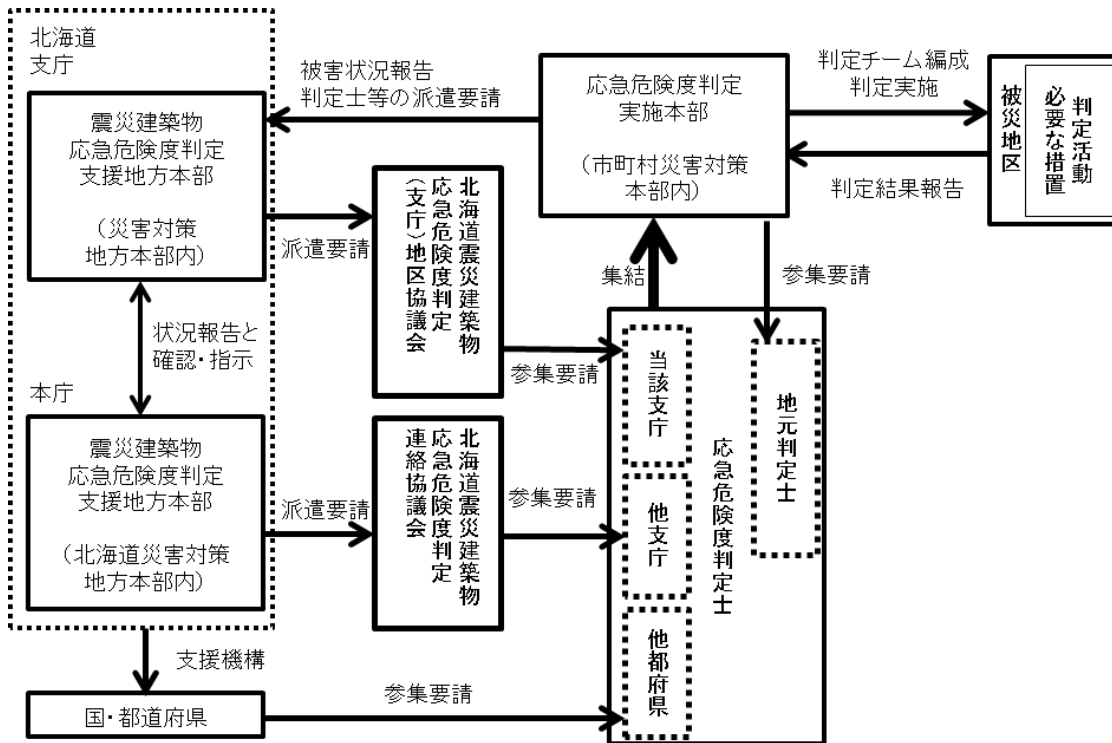
このため、道と連携し、応急危険度判定を実施するための活動体制の整備するほか、被災建物の安全性を確保するため、石綿の飛散の防止にも努める。

1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

ア 活動体制

道及び町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。



イ 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は道と連携し、道が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第24節 被災宅地安全対策計画 【総務課・建設課】

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第22節被災宅地安全対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第22節 被災宅地安全対策計画)

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画 【総務課・町民課・消防】

地震災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第23節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第23節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画)

第26節 障害物除去計画 【総務課・建設課・消防】

地震災害に伴う山崩れ等によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第24節 障害物除去計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第24節 障害物除去計画)

■地震災害対策編■ 第5章 第27節～第30節

第27節 広域応援・受援計画 【総務課】

地震等による大規模災害が発生した場合において、応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第29節 広域応援・受援計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第29節 広域応援・受援計画)

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 【総務課】

地震災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

要請や派遣活動に関する計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

第29節 防災ボランティアとの連携計画 【総務課・保健福祉課】

地震災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第31節 防災ボランティアとの連携計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第31節 防災ボランティアとの連携計画)

第30節 災害義援金募集(配分)計画 【総務課・企画財政課・保健福祉課】

地震災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第32節 災害義援金募集(配分)計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第32節 災害義援金募集(配分)計画)

■地震災害対策編■ 第5章 第31節～第35節

第31節 災害救助法の適用と実施 【総務課】

地震災害により救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第34節 災害救助法の適用と実施」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第34節 災害救助法の適用と実施)

第32節 応急飼料計画 【総務課・農林課】

地震災害に際し家畜飼料の応急対策については、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第35節 応急家畜対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第35節 応急家畜対策計画)

第33節 労務供給計画 【全課】

町及び関係機関は地震災害時における応急対策に必要なときは、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第26節 労務供給計画」により一般労働者の供給をうけ災害対策の円滑な推進を図る。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第26節 労務供給計画)

第34節 職員派遣計画 【総務課】

地震災害が発生した場合における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請又は知事に対する派遣の斡旋要請に関する計画は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第30節 職員派遣計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第30節 職員派遣計画)

第35節 災害応急金融計画 【全課】

地震災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立直りを期するため応急金融は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第33節 災害応急金融計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第33節 災害応急金融計画)

第6章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の基本的な考え方 【全課】

大規模な地震被害が発生した際の復旧計画の基本的な考え方は、「基本編 第6章 災害復旧計画 第1節 災害復旧計画の基本的な考え方」に基づく。

(参照：基本編 第6章 災害復旧計画 第1節 災害復旧計画の基本的な考え方)

第2節 被害状況の把握 【全課】

災害復旧を進めるに際しての被害状況の把握は、「基本編 第6章 災害復旧計画 第2節 災害復旧の方針の策定」に基づく。

(参照：基本編 第6章 災害復旧計画 第2節 災害復旧の方針の策定)

第3節 り災証明書の交付 【総務課・町民課・建設課】

被災町民からの「り災証明書」交付申請に基づく対応は、「基本編 第6章 災害復旧計画 第3節 り災証明書の交付」に基づく。

(参照：基本編 第6章 災害復旧計画 第3節 り災証明書の交付)

第4節 公共施設の災害復旧計画 【総務課・農林課・保健福祉課・建設課・教育委員会】

公共施設の災害復旧計画は、「基本編 第6章 災害復旧計画 第4節 公共施設の災害復旧計画」に基づく。

(参照：基本編 第6章 災害復旧計画 第4節 公共施設の災害復旧計画)

第5節 財政方針の策定 【総務課・企画財政課】

財政方針の策定は、「基本編 第6章 災害復旧計画 第5節 財政方針の策定」に基づく。

(参照：基本編 第6章 災害復旧計画 第5節 財政方針の策定)

第6節 用地の確保・調整 【全課】

被災直後の避難誘導や緊急救助等の活動やその後の復旧事業を円滑に実施するため、速やかな被害概況の把握と必要なオープンスペースの確保及び用地等の確保・調整は、「基本編 第6章 災害復旧計画 第6節 用地の確保・調整」に基づく。

(参照：基本編 第6章 災害復旧計画 第6節用地の確保・調整)

第7節 町民生活の再建 【全課】

災害によって被害を受けた町民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するための住宅、医療、福祉、教育・児童福祉、保健、租税の徴収猶予及び減免等の取り組みは、「基本編 第6章 災害復旧計画 第7節 町民生活の再建」に基づく。

(参照：基本編 第6章 災害復旧計画 第7節 町民生活の再建)

第8節 産業の再建 【全課】

災害によって停滞した農業、観光、中小企業、雇用就業に関する支援については、産業の再建対策として、「基本編 第6章 災害復旧計画 第8節 産業の再建」に基づく。

(参照：基本編 第6章 災害復旧計画 第8節 産業の再建)

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 計画策定の目的 【全課】

この計画は、日本海溝特措法第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、上士幌町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 災害対策本部の設置等 【全課】

1 災害対策本部の設置

町長は、海溝型地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法及び災害対策本部条例の定めによるものとし、その組織計画については、「地震災害対策編 第5章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制」及び「基本編 第3章 防災組織 第1節 組織計画」を準用する。

（参照：基本編 第3章 防災組織 第1節 組織計画）

3 災害応急対策要員の参集

ア 参集・配備計画

町長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、「地震災害対策編 第5章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制」及び「基本編 第3章 防災組織 第1節 組織計画」を準用する。

イ 自主参集

職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、参集基準に基づき、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等 【全課】

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害に対する応急対策活動は、本節の定めによるほか、「地震災害対策編 第5章 災害応急対策計画」を準用する。

1 地震発生時の応急対策

ア 地震情報の収集・伝達

海溝型地震発生時の地震に関する情報の伝達については、「地震災害対策編 第5章災害応急対策計画 第2節地震、津波情報の伝達計画」に準ずる。

イ 災害情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震や被害状況等の情報の収集・伝達及びこれらの状況に対してとられた措置に関する情報については、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用する。

特に、避難勧告等の町民等への迅速かつ確実な伝達手段として、サイレン・広報車等のほか、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集、伝達については、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第1節 災害情報通信計画」を準用する。

(2) 避難のための避難勧告及び避難指示（緊急）

① 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、必要と認める地域の町民に対し避難勧告及び避難指示（緊急）を行う。また、町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告する。

② 避難の勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、サイレン及び広報車など、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の町民等に迅速かつ的確に伝達する。

ウ 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所、福祉避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

エ 救助・救急・消火・医療活動

(1) 海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては、被災地への応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、町をはじめ防災関係機関等が全力を挙げて対応するのはもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命救助、出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。

(2) 町（消防機関）、北海道警察などをはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に、迅速な救助活動を実施するものとする。

(3) 町、医療機関、医療関係団体等は、相互の連携の下に、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するものとする。

(4) 町（消防機関）は、必要に応じ他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、消防力を結集し、その全機能を挙げて消防活動を実施するものとする。

(5) このほか、救助・救急・消火・医療活動については、基本編第5章第1節「安否確認・救助救出計画」、同第16節「医療救護計画」及び第7条第4節「大規模な火事災害対策計画」に準ずる。

オ 二次災害の防止

- (1) 町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。
- (2) 土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警報等について、必要な措置を講ずる。

カ 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足を道に供給の要請を行う。このほか、物資調達については、「基本編 第4章 災害予防計画 第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備」、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第9節 食料供給計画」、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第10節 給水計画」及び「基本編 第5章 災害応急対策計画 第12節 衣料・生活必需品等物資供給計画」を準用する。

キ 輸送活動

輸送活動については、基本編「基本編 第5章 災害応急対策計画 第8節 輸送計画」を準用する。

ク 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第17節 防疫計画」、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第18節 廃棄物処理等計画」、及び「基本編 第5章 災害応急対策計画 第23節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第9節 食料供給計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第10節 給水計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第12節 衣料・生活必需品等物資供給計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第8節 輸送計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第17節 防疫計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第18節 廃棄物処理等計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第23節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画)

2 資機材、人員等の配備手配

ア 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保に努める。また、町民、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、道及び関係機関等に供給の要請を行う。

イ 人員の配備

町は、「地震災害対策編 第5章 第1節 応急活動体制」及び「基本編 第3章 防災組織 第1節 組織計画」に定める配備体制により人員の配置を行い、人員の配備体制を道に報告する。

(参照：基本編 第3章 防災組織 第1節 組織計画)

ウ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、北海道地域防災計画（地震防災計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

ア 他の市町村への応援要請

他の市町村及び消防機関への応援要請は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第29節 広域応援・受援計画」を準用する。

(参照：本編 第5章 災害応急対策計画 第29節 広域応援計画)

イ 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

(参照：本編 第5章 災害応急対策計画 第29節 広域応援計画)

第4節 円滑な避難の確保に関する事項 【全課】

1 避難対策等

上士幌町における海溝型地震に対する避難対策等については、「基本編 第4章 災害予防計画 第6節 避難体制整備計画」、「基本編 第4章 災害予防計画 第7節 要配慮者対策計画」、「基本編 第4章 災害予防計画 第10節 積雪・寒冷対策計画」、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画」、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第6節 災害警備計画」を準用する。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第6節 避難体制整備計画)

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第7節 要配慮者対策計画)

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第10節 積雪・寒冷対策計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第6節 災害警備計画)

2 消防機関等の活動

上士幌町における海溝型地震に対する消防機関等の活動については、「地震災害対策編 第4章 災害予防計画 第2節 火災予防計画」のほか、「基本編 第4章 予防計画 第3節 消防計画」、「基本編 第7章 事故災害対策計画 第4節 大規模な火事災害対策計画」を準用する。

(参照：基本編 第4章 予防計画 第3節 消防計画)

(参照：基本編 第7章 事故災害対策計画 第4節 大規模な火事災害対策計画)

3 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

上士幌町における海溝型地震に対する上下水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第11節 上下水道施設対策計画」、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第14節 電力施設災害応急計画」、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第15節 ガス施設災害応急計画」を準用する。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第11節 上下水道施設対策計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第14節 電力施設災害応急計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策計画 第15節 ガス施設災害応急計画)

4 交通対策

上士幌町における海溝型地震に対する、地震の発生に伴う交通応急対策等については、「基本編 第5章 災害応急対策 第6節 災害警備計画」、「基本編 第5章 災害応急対策 第7節 交通応急対策計画」を準用する。

(参照：基本編 第5章 災害応急対策 第6節 災害警備計画)

(参照：基本編 第5章 災害応急対策 第7節 交通応急対策計画)

5 町が管理又は運営する施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設等の管理上の措置は次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ② 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等の備蓄
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ① 学校等にあつては、次の措置
 - i 避難の安全に関する措置
 - ii 町から、災害時の指定緊急避難場所又は指定避難所、福祉避難所として指定を受けている施設については、避難町民等の受入方法等
- ② 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、前1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第5節 防災訓練計画 【全課】

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び町民との協調体制の強化、自主防災組織等の育成指導の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するよう努める。

防災訓練の実施については、「基本編 第9章 防災訓練計画」を準用する。

(参照：基本編 第9章 防災訓練計画)

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 【全課】

町は、防災関係機関、行政区、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課部局、各関係機関で行うものとし、その内容は次の事項を含む。

- ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 町民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、町民等に対する教育・広報を実施する。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含む。

- ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 町の区域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 町の区域における避難場所及び避難路に関する知識
- ク 平素町民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行う。

- ア 過去の地震及び津波災害の実態
- イ 地震や津波の発生のしくみと危険性
- ウ 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- エ 地域における地震・津波防災の取組 等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、道及び関係機関と協力し、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道及び町が実施する研修に参加するよう努める。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町、道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努める。

6 相談窓口の設置等

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7節 地域防災力の向上に関する計画 【全課】

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、町民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

地域防災力の向上に関する計画は、「基本編 第4章 災害予防計画 第8節 自主防災組織の活動計画」、「基本編 第8章 防災思想普及・啓発計画」及び「基本編 第9章 防災訓練計画」を準用する。

(参照：基本編 第4章 災害予防計画 第8節 自主防災組織の活動計画)

(参照：基本編 第8章 防災思想普及・啓発計画)

(参照：基本編 第9章 防災訓練計画)

